

開催日時

2025年12月25日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

大阪市北区大深町5番54号

グラングリーン大阪 南館4階

コングレススクエア グラングリーン大阪（ルームL）

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場
ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第47回

定時株主総会
招集ご通知

miratap

証券コード 3187
2025年12月10日

株 主 各 位

大阪市北区大深町5番54号
株式会社ミラタップ
代表取締役社長 山根太郎

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。



【当社ウェブサイト】 <https://info.miratap.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」をご選択のうえ、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミラタップ」又は「コード」に当社証券コード「3187」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。また、ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日

時

2025年12月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場

所

大阪市北区大深町5番54号 グラングリーン大阪 南館4階

コングレススクエア グラングリーン大阪（ルームL）

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第47期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第47期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な営業所等」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれており、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎本株主総会終結後より、当社ウェブサイトに「miratap report」（ミラタップ株主通信）を掲載いたします。以下のアドレス若しくは二次元コードを読み取りいただき、アクセスしていただけますようお願い申し上げます。

<https://info.miratap.co.jp/ir/report/2025.html>



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                         | 変 更 案                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。                                               | (目的)<br>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。                                      |
| (1) <u>建築資材の生産、加工、施工、販売及びその仲介業務</u>                                             | (1) <u>建築資材、住宅設備機器、家電製品等の企画、開発、製造、販売、輸入販売、輸出販売及びその仲介業務</u>             |
| (2) <u>装飾品・貴金属類の輸入販売、輸出販売及びその仲介業務</u>                                           | (2) <u>建築工事、リフォーム工事、土木工事、大工工事、内装工事、造園工事及びこれらに関する設計、監理、施工、請負、仲介及び斡旋</u> |
| (3) <u>建築資材の販売及びその仲介業務</u>                                                      | (3) <u>建築・リフォームに関するマッチングサービス及びプラットフォームの企画・運営</u>                       |
| (4) <u>建築資材の輸入販売、輸出販売及びその仲介業務</u>                                               | (4) <u>建築・デザイン・住宅関連事業に関するボランティアチェーン及びフランチャイズ本部の運営</u>                  |
| (5) <u>通信販売業</u>                                                                | (5) <u>経営、事業推進、マーケティング等に関するコンサルティング業務</u>                              |
| (6) <u>建築工事、とび・土木工事、石工事業、造園工事に関する請負、設計及び監理</u>                                  | (6) <u>インターネット等を利用した通信販売業及び電子商取引の企画・運営</u>                             |
| (7) <u>建設工事、地域開発、都市開発、及び環境整備等のプロジェクトに関する調査、研究、測量、企画、評価、診断等のエンジニアリング及びマネジメント</u> | (7) <u>コンピュータシステム、IoT機器、アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売及び運用支援</u>              |
| (8) <u>不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、保守、管理、鑑定及びその仲介業務</u>                                     | (8) <u>物流センター、倉庫の賃貸、保管、荷役、配送及びこれらの受託業務</u>                             |

|                                                              |                                                 |
|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| (9) <u>土地の造成並びに住宅の建設</u>                                     | (9) <u>倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業</u>               |
| (10) <u>自動車、中古自動車等車両の販売及び買取、リース、レンタル、輸出入並びに整備</u>            | (10) <u>古物営業法に基づく古物の売買、輸出入及びその仲介業務</u>          |
| (11) <u>保守警備及び清掃業務</u>                                       | (11) <u>動産、車両及び不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びその附帯業務</u>      |
| (12) <u>廃棄物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染状況調査及び環境汚染物質の除去</u>            | (12) <u>宿泊施設、飲食店、ショールーム等の企画、運営及びこれに附帯する事業</u>   |
| (13) <u>宿泊施設、保養所、スポーツ施設、遊戯施設、文化施設、貸ホール、飲食店及び駐車場の経営</u>       | (13) <u>労働者派遣業、職業紹介業及びコールセンタ一代行業務</u>           |
| (14) <u>貨物利用運送事業、海上運送事業及び内航海運業</u>                           | (14) <u>工業所有権、著作権、ノウハウ等の取得、利用許諾及び販売</u><br>(削除) |
| (15) <u>工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピュータを利用したソフトウェア等の取得、開発、実施許諾及び販売</u> | (削除)                                            |
| (16) <u>保険の募集に関する業務</u>                                      | (削除)                                            |
| (17) <u>労働者派遣事業</u>                                          | (削除)                                            |
| (18) <u>代金収納代行</u>                                           | (削除)                                            |
| (19) <u>コールセンター代行業務</u>                                      | (削除)                                            |
| (20) <u>倉庫業</u>                                              | (削除)                                            |
| (21) <u>酒類の販売</u>                                            | (削除)                                            |
| (22) <u>アパレル、アクセサリー、雑貨等の企画・販売</u>                            | (削除)                                            |
| (23) <u>皮革製品の出張又は店頭での磨き、修理</u>                               | (削除)                                            |
| (24) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>                                    | (15) <u>前各号に附帯又は関連する一切の業務</u>                   |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | やま ね た ろう<br>山 根 太 郎<br>(1983年7月15日)   | 2008年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2014年4月 当社入社 商品部長<br>2014年6月 当社代表取締役社長(現任)<br>2021年12月 株式会社グッドニュース社外取締役(現任)<br>2024年2月 株式会社オンデック社外取締役(現任)                                                                                                                                                                 | 1,760,700株 |
| 2     | つ ざ き こう いち<br>津 崎 宏 一<br>(1975年3月18日) | 1998年4月 株式会社間組(現:株式会社安藤・間)入社<br>2003年1月 株式会社ユーワスシー(現:株式会社レスター)入社<br>2016年10月 当社入社 管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>2016年12月 当社取締役管理部長兼経営企画部長兼人事部長<br>2017年11月 当社取締役副社長拠点事業部長兼管理部長<br>2019年11月 当社取締役副社長拠点事業部長<br>2022年2月 当社取締役副社長拠点事業部長兼マーケティング部長<br>2022年5月 株式会社ベストライト取締役会長<br>2023年10月 当社取締役副社長マーケティング部長(現任) | 922,200株   |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | で<br>出<br>□<br>はる<br>あき<br>明<br>(1948年4月18日)                 | <p>1972年4月 日本生命保険相互会社入社</p> <p>1992年4月 同社ロンドン現地法人社長</p> <p>1995年4月 同社国際業務部長</p> <p>2006年10月 ネットライフ企画株式会社<br/>(現:ライフネット生命保険株式会社)設立 代表取締役社長</p> <p>2013年6月 同社会長</p> <p>2017年7月 当社顧問</p> <p>2017年12月 当社社外取締役<br/>株式会社グローバルグループ(現:株式会社グローバルキッズCOMPANY)社外取締役</p> <p>2018年1月 立命館アジア太平洋大学学長<br/>学校法人立命館副総長・理事</p> <p>2023年12月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2024年1月 立命館アジア太平洋大学教授学長特命<br/>補佐(現任)</p> <p>2024年4月 同大学名誉教授(現任)</p> | 24,300株    |
| 4     | たから<br>財<br>部<br>ゆ<br>友<br>希<br>(戸籍上の氏名 畠田友希)<br>(1970年7月6日) | <p>1998年5月 ケンコーコム株式会社入社</p> <p>2001年6月 ビーウィズ株式会社入社</p> <p>2004年9月 株式会社COOTY設立 代表取締役</p> <p>2006年5月 イケア・ジャパン株式会社入社</p> <p>2011年10月 アクセンチュア株式会社入社</p> <p>2012年2月 株式会社Catch設立 代表取締役</p> <p>2014年1月 株式会社グラッドキューブ取締役</p> <p>2023年3月 同社専務取締役(現任)</p> <p>2023年12月 当社社外取締役(現任)</p>                                                                                                                                    | 900株       |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | きた ぐち たく み<br>北 口 拓 実<br>(1995年10月29日)<br>【新任】 | 2018年4月 株式会社キーエンス入社<br>2021年9月 株式会社Grand Central設立 代表取締役CEO（現任）<br>2024年2月 iU情報経営イノベーション専門職大学客員教授（現任） | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 出口治明氏、財部友希氏及び北口拓実氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は出口治明氏及び財部友希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出でおり、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、北口拓実氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
3. (1) 出口治明氏は、業界は異なりますが、生命保険業界において、当社と同じインターネット通信販売のビジネスに関わられ、引き続き経営に関する豊富な経験と知見及び大学名誉教授としての高い見識に基づいた適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 財部友希氏は、自身での起業を含め、ベンチャー企業から大手企業まで多様な業界において企業成長の役割を担ってこられ、ジェネラリストとして組織基盤の強化、既存事業の拡大や新規事業の推進、ブランディング強化などにおいて実績を残されており、引き続き多角的な意見や助言をいただくことにより、当社の戦略策定の強化や組織効率化が図れることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 北口拓実氏は、株式会社Grand Central代表取締役CEOとして、営業支援・コンサルティング事業の創業及び事業拡大を主導され、企業の営業力強化や成長支援において豊富な実績を有しております。高付加価値経営で知られる株式会社キーエンスにおける法人営業の経験を通じて培われた分析力と実行力を基に、スタートアップの成長を牽引されており、当社においても経営戦略や組織運営に関する実践的な助言をいただくことで、持続的な企業価値向上に資するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 出口治明氏及び財部友希氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ2年となります。なお、出口治明氏は、2017年12月から2021年6月まで当社の社外取締役を務めておりました。
5. 当社は、出口治明氏及び財部友希氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、北口拓実氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

以上

# 事 業 報 告

( 2024年10月1日から )  
( 2025年9月30日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、春闘による賃金上昇や雇用の改善、インバウンド需要の回復などを背景に、個人消費を中心とした内需が堅調に推移しました。また、政府による経済対策や設備投資の拡大も下支え要因となり、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、円安の反転による輸出採算の悪化や、海外景気の減速、人手不足の継続などが企業活動に影響を及ぼし、景気は一時的に停滞感を強める局面も見られました。

住宅業界におきましては、資材価格の高騰と労務費の上昇により建築コストが高水準で推移しました。新設住宅着工戸数は減少傾向が続き、特に持家は法改正に伴う駆け込み需要の反動の影響もあり、大きく落ち込みました。また、建設業界では人手不足やゼロゼロ融資の返済負担による倒産増加も見られ、業界全体に厳しい環境が続いている。

このような状況の中、当社グループは、当連結会計年度を中長期経営計画の飛躍期初年度と位置づけ、2024年10月1日の社名変更を契機に一気に認知度を拡大することで、事業の拡大、投資の収益化を行い、長期ビジョンを完遂することを目指し、国内事業の収益基盤強化、海外事業の成長拡大、新事業の拡大、経営基盤の強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高16,746百万円（前期比3.9%増）、営業損失282百万円（前期は営業利益830百万円）、経常損失291百万円（前期は経常利益796百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失447百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益635百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、各事業セグメントの売上高には、事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

#### イ. 住設・建材EC事業

住設・建材EC事業におきましては、既存顧客の購入単価上昇により前期比で増収となりましたが、社名変更に伴うドメイン変更の影響でECサイトへの流入が減少したことなどから、新規顧客の獲得に苦戦しました。社名変更を契機に一気に認知度を拡大するため、顕在顧客だけでなく潜在顧客を含めたより広い範囲に向けて広告施策を実施し、認知度は社名変更前と同程度まで上げることができましたが、認知獲得から実際の購買行動に至るまでには

期間を要し、結果として年初に想定していた売上高には届きませんでした。一方、海外では当連結会計年度において新規進出国での販売代理店契約の締結や新規ショールームのオープンなど、今後の成長へ向けた種まきを行いました。

以上の結果、売上高15,121百万円（前期比4.1%増）、セグメント利益606百万円（前期比59.8%減）となりました。

#### □. 住宅事業

住宅事業におきましては、建築コストの高騰や住宅ローン金利の上昇など厳しい市況が継続しており、建売住宅の販売は苦戦を強いられました。一方、ASOLIEでは「土地探し～設計～アフター対応」までを支援する新サービスの提供を開始したことに加え、住宅を構成する3つの規格ユニットを土地や家屋の広さに応じて組み合わせる新たなサービス「ASOLIEセレクトプラン」の提供を開始しました。また、2024年12月に事業譲受したSUVACO事業及びリノベリす事業とのシナジー創出にも取り組んでおり、ASOLIEとの相互送客や商品企画・改善などを通じた住設・建材EC事業との連携強化も進めております。

なお、2025年9月に株式会社ベストライトの全株式を譲渡したため、同社は当社の連結子会社から除外されました。

以上の結果、売上高1,627百万円（前期比1.1%増）、セグメント損失116百万円（前期はセグメント損失80百万円）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,027百万円で、その主なものは大阪本社移転（680百万円）であります。

#### ③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行8行と締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高は2,300百万円であります。

## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

2025年9月29日付で、当社は連結子会社であった株式会社ベストライトの全株式を譲渡いたしました。

## (3) 対処すべき課題

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

### ① 会社の経営の基本方針

当社は「くらしを楽しく、美しく。」を経営理念とし、人々の「くらし」をより良いものにすることを経営の基本方針としております。住宅設備機器・建築資材のインターネット通信販売により、複雑な流通プロセスを簡素化することで販売価格の不明瞭さを撤廃し、高品質な商品を適正価格で提供してまいります。これにより、消費者がフェアに商品選択できる市場を作り出し、建築・住宅市場の活性化につなげるとともに、世界の人々の「くらし」で最も必要とされる企業集団を目指してまいります。

### ② 目標とする経営指標

当社が重要と考えている経営指標は、事業規模の指標としての売上高、収益性の指標としての売上高営業利益率、投下資本の効率的運用の指標としての投下資本利益率であります。

負債・資本のバランスとそれぞれにかかるコストを意識した経営を行う中で、事業規模を拡大し、収益性を向上させることで、中長期的に企業価値を高めることを目指してまいります。

### ③ 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的戦略として以下の重点課題に積極的に取り組んでおります。

#### イ. 国内事業の収益基盤強化

認知拡大施策による認知度・採用意向の拡大、非住宅・リフォーム・リノベーション領域の集客拡大と当該領域に対応する商品開発、新規取り扱いカテゴリの拡充と生産管理強化による廃棄ロスの低減、顧客増加に対応するショールーム拡充など受け入れ体制の強化、UI・UXの見直しによるECプラットフォームのリプレイス、新たな配送ネットワークの構築と運賃体系の統一などにより、売上成長率のアップ、利益率の改善を目指してまいります。

#### ロ. 海外事業の成長拡大

既進出国を中心にブランドの浸透を図ると同時に、現地法人や代理店を活用して売上の変曲点を作ることを目指してまいります。

#### ハ. 新事業の創造

ASOLIEネットワークの拡大と新規サービスの拡充に加え、「シェア」「知財」「人材」の3軸でシナジーが見込める領域で積極的に案件を探索し、グループ化による成長の加速を目的として、既存事業との相乗効果を重視したM&Aを推進してまいります。

### 二. 経営基盤の強化

コーポレートガバナンスの強化と、人的資本戦略による理念浸透、マネジメント力の向上、優秀人材の育成など、更なる成長を支える経営管理体制の強化を進めてまいります。

#### ④ 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

米国の関税政策や世界的な景気減速の影響により輸出は弱含みで推移しており、住宅投資の反動減も重なって成長率の鈍化が懸念されます。住宅業界においては、建築費の高騰や人手不足などの構造的課題により、新設住宅着工戸数は減少傾向にありますが、中古住宅やリフォーム市場は堅調に推移しており、消費者ニーズの多様化に対応した事業展開が求められています。

また、建築業界内における競争の激化は続くと見られるものの、当社の事業規模に比してこの業界の市場規模は巨大であり、その中において当社はまだまだ認知されているとはいえない存在であることから、収益獲得の余地は大いにあると考えております。

このような状況の中、当社は以下のような課題に継続的に取り組むことで、収益の拡大を推進したいと考えております。

#### イ. オリジナル商品の拡充

当社は住宅設備機器・建築資材をはじめとした住空間にまつわる商品を幅広く豊富に取り揃えており、売上高の約8割がオリジナル商品（自社開発商品と国内で独占的に販売できる海外輸入商品）であります。このオリジナル商品を更に充実させることでお客様の商品選択の自由度を高めてまいります。デザインコンセプトは「ミニマリズム」で、そのシンプルで洗練された美しいデザインを極めると同時に、デザイン力や商品力によりブランド価値を向上させるべく世界的な工業賞に積極的に応募してまいります。また、国内調達商品においては意匠的に独創性の高い商品を投入し、周辺領域へも商品ラインナップを拡充することで、お客様のライフスタイルに合わせた住空間のコーディネートを当社がトータルにプロデュースできる品揃えを目指してまいります。

#### ロ. 海外展開の推進

当社の事業規模に対して市場規模は巨大といえますが、日本国内における住宅着工件数が下がっていく中、国内のみの事業ではいずれかの時期に成長の鈍化・停滞が起こると考えております。そのためオリジナリティと適正価格を併せ持つ自社開発商品の強みを生かし、進出国によってスキームを変え、各国の状況に最も適した方法で販売の基盤を作り、売上の拡大を目指してまいります。

#### ハ. 価格競争力の追求

インターネット通信販売の強みを生かして、既存の商流、流通を経由しないことによって獲得できる価格競争力を今後も維持したいと考えております。また、調達価格低減のため、単一の商品を複数の仕入先で生産できるようにするなど、常にコストダウンや適正な在庫量を意識して業務を推進してまいります。

### 二. 周辺サービスの拡充

当社は、住宅設備機器及び建築資材を網羅的に取り扱っておりますが、お客様からは商品販売にとどまらない施工まで含めたサービスに対するご要望があります。この状況に対し、自社ネットワークに加盟している工務店や登録専門家との連携や、全国の施工業者ネットワークを利用した工事会社紹介サービスの実施により、適正かつ透明性の高い価格での周辺サービスの充実に努めてまいります。

## ホ. 知名度の向上

当社は現在、東京、大阪、仙台、名古屋、京都、福岡といった主要都市にショールームを設置しているほか、札幌、横浜には完全無人のスマートショールーム®があります。これらショールームを通じてお客様との接点を増やしていくと同時に、デジタルを中心とした認知獲得施策や、メディアリレーションの強化による大型パブリシティの獲得などで知名度を向上させてまいります。

## ヘ. 組織体制の強化

当社は、比較的小規模な組織で運営されており、内部管理体制もこれに応じたものとなっていますが、今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図ってまいります。また、社内研修制度など育成面の充実を図り、従業員一人ひとりの能力を十分に生かすための取り組みを推進すると同時に、必要に応じて外部顧問による助言を受けるなど、経営基盤の強化及び商品企画・開発・品質と商品販売体制の更なる強化を図ってまいります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 18,104,875株 (自己株式1,158,425株を除く)
- ③ 株主数 5,165名 (前期末比336名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株                               | 主           | 名               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|-------------|-----------------|------------|---------|
| 山                               | 根           | 良 太             | 2,068,000株 | 11.4%   |
| 山                               | 根           | 太 郎             | 1,760,700株 | 9.7%    |
| 株 式 会 社 ジ ェ イ ア ン ド エ ル デ ザ イ ン |             |                 | 1,700,000株 | 9.4%    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON     | 140040      |                 | 1,124,200株 | 6.2%    |
| 津                               | 崎           | 宏 一             | 922,200株   | 5.1%    |
| 山                               | 根           | ア セ ツ ト 株 式 会 社 | 850,000株   | 4.7%    |
| 株 式 会 社 R                       | A C T I V O |                 | 850,000株   | 4.7%    |
| 鈴                               | 木           | 尚               | 816,000株   | 4.5%    |
| 渡                               | 辺           | パ イ プ 株 式 会 社   | 799,346株   | 4.4%    |
| 橋                               | か           | お り             | 409,000株   | 2.3%    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,158,425株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------|---------|-------------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 26,500株 | 2名          |
| 社外取締役          | —       | —           |
| 監査役            | —       | —           |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2) 会社役員の状況④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

### ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、289,400株の自己株式を取得いたしました。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

| 会社における地位 | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 山根太郎 | 株式会社グッドニュース 社外取締役<br>株式会社オンデック 社外取締役                                                          |
| 取締役副社長   | 津崎宏一 | マーケティング部長                                                                                     |
| 取締役      | 小菅正伸 | 学校法人啓明学院 常任理事                                                                                 |
| 取締役      | 出口治明 | 立命館アジア太平洋大学教授学長特命補佐<br>同大学名誉教授                                                                |
| 取締役      | 財部友希 | 株式会社グラッドキューブ 専務取締役                                                                            |
| 常勤監査役    | 坂本泰典 |                                                                                               |
| 監査役      | 服部景子 | 公認会計士<br>服部景子公認会計士事務所 代表<br>株式会社FastBeauty 社外監査役<br>株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役<br>株式会社estie 常勤監査役 |
| 監査役      | 三村雅一 | 弁護士<br>S & W国際法律事務所マネージング・パートナー<br>株式会社 S & W 取締役                                             |

- (注) 1. 取締役小菅正伸氏、出口治明氏及び財部友希氏の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役坂本泰典氏、服部景子氏及び三村雅一氏の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役服部景子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当事業年度中の取締役の異動  
   (1) 取締役副社長津崎宏一氏は、2025年9月29日付で株式会社ベストライト取締役会長を退任いたしました。  
   (2) 取締役小菅正伸氏は、2025年6月17日付で学校法人啓明学院常任理事に就任いたしました。  
 5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役小菅正伸氏、出口治明氏及び財部友希氏並びに社外監査役坂本泰典氏、服部景子氏及び三村雅一氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を牽引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準を設定し、各取締役の報酬等の額は当社の経営成績や経営内容及び個人の責任や実績を考慮して決定することを基本方針とする。取締役の報酬等は、金銭報酬と非金銭報酬等で構成することとし、社外取締役の報酬等は原則、金銭報酬（固定報酬）のみとする。

#### 2. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他

社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く）の非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として付与する。取締役（社外取締役を除く）に付与する譲渡制限付株式の内容は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模を持つ企業や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、報酬等の種類ごとの比率は、企業価値の継続的向上に対するインセンティブ付与としての非金銭報酬等の活用を重視し、非金銭報酬等の上限が全体の8割程度となる範囲で決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の報酬等の額に関する事項全てとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分             | 分  | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------|----|---------------------|---------------------|-------------|----------------|-----------------------|
|                |    |                     | 金銭報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等     |                       |
| 取<br>(うち社外取締役) | 締役 | 258,145<br>(11,880) | 148,065<br>(11,880) | —<br>(—)    | 110,080<br>(—) | 5<br>(3)              |
| 監<br>(うち社外監査役) | 査役 | 9,600<br>(9,600)    | 9,600<br>(9,600)    | —<br>(—)    | —<br>(—)       | 3<br>(3)              |
| 合<br>(うち社外役員)  | 計  | 267,745<br>(21,480) | 157,665<br>(21,480) | —<br>(—)    | 110,080<br>(—) | 8<br>(6)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額500,000千円以内（うち、社外取締役分は年額200,000千円以内）、これにより発行又は処分される当社株式の総数を年1,500千株以内（うち、社外取締役分は年600千株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2017年12月27日開催の第39回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長山根太郎氏に対し、各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役小菅正伸氏は、学校法人啓明学院の常任理事を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外取締役出口治明氏は、立命館アジア太平洋大学教授学長特命補佐及び同大学名誉教授を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外取締役財部友希氏は、株式会社グラッドキューブの専務取締役を兼務しており、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役服部景子氏は、服部景子公認会計士事務所代表、株式会社FastBeauty社外監査役、株式会社サニーサイドアップグループ社外取締役及び株式会社estie常勤監査役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役三村雅一氏は、S & W国際法律事務所マネージング・パートナー及び株式会社S & W取締役を兼務しており、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 小菅正伸 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、会計学を研究する大学教授である専門的な知見に基づき、独立した立場から会計分野及び経営全般に対して助言・提言するなど当社の監督機能強化に寄与し、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。        |
|       | 出口治明 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、長年にわたる経営に携わった経験と知見及び大学名誉教授としての高い見識に基づき、独立した立場から経営全般に対して助言・提言するなど当社の経営体制強化に寄与し、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
|       | 財部友希 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、多様な業界において企業成長の役割を担ってこられた経験から、当社の戦略策定の強化や組織効率化に寄与し、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。                             |
| 社外監査役 | 坂本泰典 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営者及び監査役としての経験並びに、経理財務、総務人事及び企画分野における豊富な経験、見識を有しております、経営全般の監督に関する助言・提言を行っております。                          |
|       | 服部景子 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士である専門的見地から、計算書類等の適法性・妥当性に関する助言・提言を行っております。                                                          |
|       | 三村雅一 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。弁護士である専門的見地から、コンプライアンス、内部統制に関する助言・提言を行っております。                                                            |

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績の伸展等を勘案しながら利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

なお、当社は、会社法第459条第1項に基づき、9月30日及び3月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当を実施することができる旨を定款に定めております。株主の皆様への利益還元と内部留保のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向に応じた柔軟な対応を行っていく所存であり、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきます。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 4,855,433 | 流 動 負 債       | 4,645,734 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,308,170 | 買 掛 金         | 1,037,162 |
| 売 掛 金           | 945,257   | 短 期 借 入 金     | 2,300,000 |
| 棚 卸 資 産         | 1,961,285 | 1年内返済予定の長期借入金 | 272,524   |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 124,966   | 未 払 法 人 税 等   | 5,952     |
| そ の 他           | 570,909   | 前 受 金         | 325,079   |
| 貸 倒 引 当 金       | △55,156   | 契 約 負 債       | 21,526    |
| 固 定 資 産         | 3,935,135 | 賞 与 引 当 金     | 124,580   |
| 有 形 固 定 資 産     | 1,770,925 | そ の 他         | 558,909   |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 1,621,059 | 固 定 負 債       | 1,241,089 |
| 土 地             | 43,328    | 長 期 借 入 金     | 562,671   |
| 建 設 仮 勘 定       | 3,744     | 資 産 除 去 債 務   | 674,008   |
| そ の 他           | 102,793   | そ の 他         | 4,410     |
| 無 形 固 定 資 産     | 222,943   |               |           |
| ソ フ ト ウ エ ル     | 170,497   |               |           |
| そ の 他           | 52,445    | 負 債 合 計       | 5,886,824 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,941,266 | (純 資 産 の 部)   |           |
| 投 資 有 価 証 券     | 299,174   | 株 主 資 本       | 2,712,433 |
| 関 係 会 社 株 式     | 28,871    | 資 本 金         | 822,852   |
| 長 期 前 払 費 用     | 478,820   | 資 本 剰 余 金     | 772,852   |
| 差 入 保 証 金       | 548,068   | 利 益 剰 余 金     | 1,591,220 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 565,998   | 自 己 株 式       | △474,492  |
| そ の 他           | 20,334    | 新 株 予 約 権     | 191,311   |
| 資 産 合 計         | 8,790,569 | 純 資 産 合 計     | 2,903,745 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 8,790,569 |

## 連結損益計算書

( 2024年10月1日から )  
( 2025年9月30日まで )

(単位:千円)

| 科 目                           |                   | 金 額        |
|-------------------------------|-------------------|------------|
| 売 売                           | 上 原 高 価           | 16,746,745 |
| 売 売                           | 上 総 利 益           | 10,900,161 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 業 損 失             | 5,846,583  |
| 営 営                           | 業 外 収 益           | 6,128,890  |
| 営 営                           | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 282,306    |
| 受 為 固 定 そ の                   | 替 差 受 贈 金         | 1,545      |
| 支 貸 支 そ の                     | 払 手 数 料           | 13,660     |
| 経 常                           | 利 損 失             | 10,679     |
| 特 別 固 定 別 別                   | 資 産 売 却 益         | 8,924      |
| 特 別 固 定 別 別                   | 資 産 売 却 失         | 34,808     |
| 関 係 会 借 倒 引 当 金               | 社 整 繩 入 額         | 33,038     |
| 投 資 有 債 証 券                   | 理 入 額             | 7,500      |
| 減 損                           | 損 価               | 1,713      |
| 固 定 資 産                       | 除 却 損             | 2,007      |
| 固 定 資 産                       | 売 却 損             | 44,259     |
| 税 金 等 調 整 前                   | 当 期 純 損 失         | 291,757    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |                   | 1,589      |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |                   | 1,589      |
| 当 期 純 損 失                     |                   | 668,668    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |                   | 142,763    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |                   | △363,547   |
|                               |                   | △220,783   |
|                               |                   | 447,885    |
|                               |                   | —          |
|                               |                   | 447,885    |

# 貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産           | 4,855,433 | 流 動 負 債       | 4,645,734 |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,308,170 | 買 掛 金         | 1,037,162 |
| 売 掛 金             | 945,257   | 短 期 借 入 金     | 2,300,000 |
| 棚 卸 資 産           | 1,961,285 | 1年内返済予定の長期借入金 | 272,524   |
| 短 期 貸 付 金         | 210,312   | 未 払 法 人 税 等   | 5,952     |
| 未 収 還 付 法 人 税 等   | 124,966   | 未 払 金         | 399,859   |
| そ の 他             | 360,597   | 未 払 費 用       | 135,603   |
| 貸 倒 引 当 金         | △55,156   | 未 前 受 金       | 325,079   |
| 固 定 資 産           | 3,935,135 | 契 約 負 債       | 21,526    |
| 有 形 固 定 資 産       | 1,770,925 | 賞 与 引 当 金     | 124,580   |
| 建 物               | 1,621,059 | そ の 他         | 23,446    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 102,793   | 固 定 負 債       | 1,241,089 |
| 土 地               | 43,328    | 長 期 借 入 金     | 562,671   |
| 建 設 仮 勘 定         | 3,744     | 資 産 除 去 債 務   | 674,008   |
| 無 形 固 定 資 産       | 222,943   | 長 期 預 り 保 証 金 | 4,410     |
| 特 許 権             | 2,288     |               |           |
| 商 標 権             | 17,584    |               |           |
| 意 匠 権             | 6,292     |               |           |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 170,497   |               |           |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 5,280     |               |           |
| そ の 他             | 21,000    |               |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 1,941,266 |               |           |
| 投 資 有 価 証 券       | 299,174   |               |           |
| 関 係 会 社 株 式       | 28,871    |               |           |
| 長 期 前 払 費 用       | 478,820   |               |           |
| 差 入 保 証 金         | 548,068   |               |           |
| 繰 延 税 金 資 産       | 565,998   |               |           |
| そ の 他             | 20,334    |               |           |
| 資 产 合 计           | 8,790,569 |               |           |
|                   |           | 負 債 純 資 产 合 计 | 2,903,745 |
|                   |           |               | 8,790,569 |

# 損益計算書

(2024年10月1日から)  
(2025年9月30日まで)

(単位:千円)

| 科            | 目         | 金        | 額          |
|--------------|-----------|----------|------------|
| 売壳           | 上原高価利益    |          | 15,216,206 |
| 売壳           | 上総理費      |          | 9,439,893  |
| 販売           | 売費及び一般管理費 |          | 5,776,313  |
| 売壳           | 業損益       |          | 6,000,071  |
| 営業           | 外収益       |          | 223,758    |
| 受取           | 利差益       | 8,412    |            |
| 為替           | 受贈        | 13,660   |            |
| 固定資産の        | 受贈        | 10,679   |            |
| その他          | 他         | 1,641    |            |
| 営業           | 外費用       |          | 34,393     |
| 支払           | 利損失       | 26,753   |            |
| 貸倒           | 失料        | 7,500    |            |
| 支経           | 手数料       | 1,713    |            |
| 営業           | 損失        |          | 35,967     |
| 特別           | 利益        |          | 225,332    |
| 貸倒           | 当金戻入額     | 139,571  |            |
| 固定資産の        | 売却益       | 1,401    |            |
| 特別           | 損失        |          | 140,972    |
| 関係会社         | 整理損失      | 677,170  |            |
| 投資有価証券       | 評価損失      | 20,089   |            |
| 減損           | 損失        | 7,301    |            |
| 固定資産の        | 除却損失      | 5,309    |            |
| 固定資産の        | 売却損失      | 112      |            |
| 税引前当期純損失     |           |          | 709,983    |
| 法人税、住民税及び事業税 |           | 8,836    |            |
| 法人税等調整額      |           | △364,620 |            |
| 当期純損失        |           |          | △355,784   |
|              |           |          | 438,558    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社ミラタップ  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
神戸事務所

|             |       |         |
|-------------|-------|---------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 福 井 剛   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 石 井 隆 之 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミラタップの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミラタップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社ミラタップ  
取締役会 御中

RSM清和監査法人  
神戸事務所

指 定 社 員 公認会計士 福 井 剛  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 石 井 隆 之  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミラタップの2024年10月1日から2025年9月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びRSM清和監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるRSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるRSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

株式会社ミラタップ 監査役会

社外監査役(常勤) 坂 本 泰 典 印

社 外 監 査 役 服 部 景 子 印

社 外 監 査 役 三 村 雅 一 印

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区大深町5番54号  
グラングリーン大阪 南館4階  
コングレススクエア グラングリーン大阪（ルーム L）  
TEL 06-6292-6047



交通 JR「大阪駅」うめきた地下口より徒歩約5分（地下通路にて直結）

地下鉄御堂筋線「梅田駅」 5号出口より徒歩約10分

阪急「大阪梅田駅」 茶屋町口より徒歩約12分

阪神「大阪梅田駅」 西口より徒歩約8分

※当会議室はグラングリーン大阪南館（パークタワー内）にございます。館内のサイン表示に従ってお進みいただき、エレベーターで4階までお越しください。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。